

# けんろく通信

兼六法律事務所

〒920-0932

金沢市小将町3番8号

TEL 076-232-0130

FAX 076-232-0129

URL:<http://kenroku.net/>

平成21年6月 第8号



(兼六園)

## 目 次

近況報告	2~3	お客様の声	4
裁判員制度	3	編集後記	4
新人紹介	4		

## 事業再生の切り札「会社分割」

弁護士 小堀 秀行



日本を代表する大企業が次々と赤字決算を発表しています。中小企業の経営は更に苦しい。中小企業にとって事業再生は焦眉の課題です。

事業再生の手法として、すぐに思い浮かぶのは民事再生でしょう。しかし、民事再生では、金融債務と買掛金などが同列に扱われ、買掛金の支払いも一時的にストップすることとなるから、新たな仕入れに困難が生じます。また、地方で民事再生を申し立てるとマスコミに大きく報道されます。民事再生と破産の違いが分からぬ人も多く、客足

が遠のく結果になってしまうでしょう。

「買掛金には手を付けず、金融債務だけを整理したい」というのが、経営者の本音です。それに答えるのが会社分割という方法なのです。

会社分割は平成13年に商法改正により導入され、平成18年施行の会社法で整備されました。会社に優良部門と不良部門がある場合に、優良部門を別会社に切り出して借金を元の会社に残すという方法、逆に不良部門を別会社に切り出して優良部門を残す方法などがあります。

特徴は、銀行など債権者の同意なしで進められる点です。今後、会社分割が事業再生のトレンドになっていくと思われます。

## いざという時のためにー弁護士の活用法

弁護士 二木 克明

弁護士業務をしてありますと、もっと早く相談に来てくれたら、もっとよい解決になったのに、と悔やまれることが時々あります。対応が後手後手に回り、弁護士に相談するころには、もう取り返しがつかなくなつて、どうしようもない（気持ちの切り替えをしてもらうしかないーもっと言えば泣き寝入り）、ということが少なくないのです。

やはりまだ、弁護士事務所の敷居が高い、ということなのかもしれません。

そこでこんな場合、顧問弁護士を活用してもらつたらよい、と思ってあります。現状では、顧問弁護士はつけているが、十分活用できていない、という例が多いようです。

そこで一つの提案として、定期的に社員対象の法律相談日を設け、その日に弁護士が所定の場所に行

く、というはどうでしょうか。相談の申込がなくても、月に一度とか、半年に一度でもよいかと思います。相談がなくても、会社の担当者と雑談をする中で、日頃思っているがわざわざ電話などして聞くのは聞きづらい、ということも聞くことができるようになります。



法律相談日という日を設けなくても、定期的に訪問し、会談することにして、その中で気のついたことを尋ねる、という方法もあるかと思います。

月に1回程度であれば、このような法的サービスが可能だと思いますので、是非、声をかけて欲しいと思います。

## 新人弁護士挨拶～依頼者に寄り添う弁護士を目指して

弁護士 小倉 悠治



昨年12月より、兼六法律事務所に入所し、弁護士として働き始めました、小倉悠治と申します。

大学では教育学を学んでおりました。ちょうど少年犯罪が新聞報道等でクローズアップされていた時期だったので、少年犯罪や少年法について勉強しました。勉強していくうちに、研究対象としてもいいけれ

ど、少年に寄り添うことのできる弁護士になりたいと思うようになりました。

そこで、法科大学院に進学し、3年間法律を学び、司法試験を受験しました。その後、ここ金沢で1年間の研修をし、少年だけでなく、困っている人の側に寄り添う弁護士を目指そうと思いました。

まだまだ勉強の毎日ですが、微力ながら、皆さんに安心と満足をお届けできるよう、日々がんばりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

# 裁判員制度



## 裁判員制度とは？

裁判員制度は、国民の中から選ばれた6人の裁判員が刑事裁判に参加し、3人の裁判官とともに、被告人が有罪かどうか、有罪の場合、どのような刑にするかを決める制度です。

国民が刑事裁判に参加することにより、裁判の内容や手続に国民の良識が反映されるとともに、司法に対する国民の理解が深まり、その信頼が高まることが期待されています。

## 裁判員制度 Q & A

**Q** 裁判員候補者名簿に載る人数は、全国で何人程度なのですか？

**A** 裁判員候補者名簿に載る人数は、毎年変動しますが、全国で30万人から40万人程度になるものと試算されています。裁判員に選ばれる確率は約4,160人に1人の割合です。

**Q** 裁判員はどうやって選ばれるの？

**A** 裁判員は、20歳以上の有権者の中から、くじにより無作為に選ばれます。

**Q** 日当は支払われるの？

**A** 日当の具体的な額は、選任手続や審理・評議などの時間に応じて、裁判員候補者・選任予定裁判員については1日当たり8000円以内、裁判員・補充裁判員については1日当たり1万円以内で、決められます。

**Q** 仕事や育児・介護が大変な場合、裁判員を辞退できますか？

**A** ご自身の不在により著しい損害が生じる可能性があるなど一定の場合には辞退できます。

**Q** 法律の知識がなくても大丈夫？

**A** 大丈夫です。裁判員は、事実があったかなかったか、どのような刑にすべきかを判断します。このような判断に法律の知識はいりませんし、必要なことは裁判官が説明します。

## 裁判員制度に向けて

弁護士 浮田 美穂

刑事裁判に国民が参加する裁判員制度が今年の5月21日から始まります。これまでの刑事裁判では、専門用語が飛び交い、検察官も弁護人も書面を早口で読み、傍聴していた人にとっては、分かりにくいものでした。その状況を改善しなければならないということで、今後の弁護の方法について、これまで各地で研修が開かれてきました。

私も講義は何回か受けておりましたが、実践練習はしたことがありませんでした。先日、実演を講師に見てもらい、指導してもらうという研修に初めて参加致しました。講義を聞くのと実演するのとでは全く異なり、難しさを肌で感じましたが、指導された通りにすると、本当に分かりやすく説得的な話ができるようになり、同じ内容であっても、話し方、話の組み立て方でこうも変わるものかと驚きました。本當はやっていないのに、刑罰を受けてしまう人が1人でもあってはならないと思います。そうならないように、弁護に努めて行きたいと思います。



## 法教育の授業～法の精神浸透に向けて～

弁護士 森岡 真一

金沢市立高岡中学校にて、法教育の授業を行ってきました。この様子は、北國新聞にも取り上げてもらいました。金沢弁護士会の子どもの権利委員会が中心となって、模擬裁判のような授業を行いました。



ある殺人未遂の事例を通して、弁護士が、検察官役と弁護人役となって、それぞれの立場で主張を行い、裁判員役の生徒に議論をしてもらい、判決を考えてもらうというものでした。

生徒さんから意見が出るかどうか心配していましたが、皆さん、一生懸命に考えて、活発な議論がなされました。

世の中には学校の試験のような「正解」がないことばかりです。その中で、様々な立場や状況を考慮しつつ、自分なりの結論を考えいくことが大事である、ということを知らうための授業だったのですが、その趣旨は十分に分かってもらえたのではないかと思います。

いよいよ、裁判員裁判が始まります。自分の意見だけに拘るのでなく、他人の意見に迎合するのではなく、それぞれの立場を尊重した議論を行って、もっとも妥当な解決を図っていくという法の精神が浸透していくことを期待し、私自身もこれに力を尽くしたいと思っています。

# 新人紹介

おがさわら まさよし  
**小笠原 正頼**

趣味は、映画、読書、卓球、とくに最近は健康管理です。ウォーキング、ストレッチ、健康食品・・・等など。身体面に不具合があると精神面にも大きく影響してしまうので、体調管理に気を遣っていたのですが、もうそれが楽しみになっているようです。また家には猫(ヒマラヤン)がいて、帰宅後、遊んでやるのが日課になっています。遊び相手をしないと、ストレスで障子や家具を引っ搔くんです(^^;)今後の目標としては、まず試験勉強を通して必要な法律知識を身につけ、より充実したサービスで皆さんに満足していただけるように頑張ります。



にしかんばら まな  
**西上原 茉奈**

私はこの4月から社会人となった西上原茉奈です。大学時代は外国語学部で、ビルマ語(ミャンマー語)専攻で4年間勉強しました。独特なビルマ文字というものがあって、読めるようになると楽しかったです。ミャンマー料理も一風変わっておすすめです！

そんな変わり者の私ですが、仕事場では堅実に、まじめ一筋で頑張りたいと思います。よろしくお願いします。



## 当事務所では、第62期司法修習生と金城大学短期大学部の学生を受け入れました

一声づつ感想を述べてもらいます。

### 司法修習生

弁護士・検事・裁判官、法曹三者が社会で果たす役割は何であろうか。思いあたるのは「社会正義の実現」であると思います。

実務家になるため法律を学んできたものの、机に向かっているだけで「正義」などという抽象的なものの実感はわからず、何となく恥ずかしい部分がありました。

しかし、弁護修習のため兼六法律事務所にお世話になり、先生方に現実の紛争・当事者の方々と接しさせていただいたことで「正義」の端をつかめた、そんな気がしています。

2ヶ月間はあっという間で、実務家としてのスキルなど到底磨けはしないが、その「心」を感じることができ、これは私にとってかけがえのないものになりました。

素晴らしい人々、事務所と出会えて幸せです。

第62期 司法修習生 日置 巴美さん

### インターンシップ

- 2月27日から10日間の間、金城大学短期大学部のカリキュラムの一環であるインターンシップとしてお世話になりました。
- 兼六法律事務所は、先生方をはじめ、事務員の方々、みなさん仕事に熱心にそして親切に取り組んでおられ、その中にお邪魔させて頂いたことで自分の未熟さと無知を痛感いたしました。実際ご迷惑をおかけしたことだと思います。しかしみなさん丁寧に説明・指導してくださり、とても有意義で貴重な時間を過ごすことができました。
- こちらの事務所で短い期間ではありますが、学べたことを大変うれしく思います。この経験は、自分自身の成長と今後の活動に活かしていきたいと思います。先生方、事務員の方々、本当にありがとうございました。

金城大学短期大学部 ビジネス実務学科  
中村 綾香さん

### お客様の声

#### アンケートより

法律事務所という所は居心地の悪い所だと今まで思っていましたが、不思議とほっとするので何でだろうと思っていました。(金沢市Aさんより)

### 編集後記

表紙の写真は兼六園の桜です。桜染めを体験したことがあるのですが、桜の花びらではなく茶色い幹から優しいピンクの色が出るので不思議です。(市川)